大分市報
毎月1日15日発行
発行所　大分市役所
編集兼発行人　三木福寿
印刷所　高木印刷KK

合理化された窓口事務

各課の窓口を一本化

市民サービスをモットーに

「いらつしやいませ」

「印鑑証明ですね五分程お待ち下さい」こういつたテキパキした応対の声がきかれるのが、こんと新しくできた市民課の窓口です。

市役所が十二月一日の機構改革で、いままでの戸籍課が市民課とその名も変え、庁内の窓口を二つに集め、市民のサービス・センターとして発足したことは前号でお知らせしたとおりです。

いままでの市役所の窓口は、それぞれの各課に分れていた関係上、たとえば他の市町村へ転出するときなど商工観光課（商工係）徴税課（納税課）戸籍課（市民課）国民健康保険課というように関係のある課を一つ一つ廻わつて手続きをしなければなりませんでした。

これでは、市民のみなさんに大へんご迷惑をおかけすることになるというので、大分市では果下のトツプをきつて、こんどの機構改革で市民サービスをモツトーとする市民課を新設して、各課の窓口を一つに集め、ここでみなさんのご用件が一度にできるようにしたわけです。

現在市民課には①から⑪までの窓口が設けられています。そこで、印鑑証明や戸籍謄本などの請求で市役所にご用のある方は、六つの窓口のうち、すぐ空いている窓口があれば、どこでもよいからご用を申し込んで下さい。そうすれば、みなさんの待ち時間も少なくて、すぐご用件がすむというわけです。

申し込みには、入口の記載台に備え付けてある「証明書等交付申請書」に必要なことを記入して、窓口へ提出していただくわけですが、この請求書は、市民課で発行するこの請求書は、市民課で発行する証明の全部について一度に請求できる仕組みになつています。

そこで、請求の場合には必要とするものの数字を○で囲んで、必要な通数や件数などを記入し、手数料をそえて窓口へ申し込んで下さい。

委任状によつて印鑑証明を請求されるときは、委任を受けた方が申請人となつて請求して下さい。

また、印鑑を請求される方の氏名は申請書の中央部の必要とする者の氏名らんに記入していただくことになつています。

手数料は種類によつて違いますが、四十円と五十円となつており証紙も窓口で取り扱つていますのでご利用下さい。

現在市民課の窓口で取り扱つている主な仕事は次の通りですが、このほか、市政に関する苦情やご意見なども窓口でお受けしますので、苦情やご意見のある方は、いつでもご遠慮なく申し出て下さい

①戸籍の各種届、申請書の受付
②戸籍謄抄本、記載事項証明、閲覧、再認証、戸籍附票謄抄本
③住民登録の各種届
④住民票謄抄本、記載事項証明閲覧、再認証、戸籍附票謄抄本
⑤外国人登録の各種届並びに証明
⑥国民健康保険の資格得喪の届
⑦印鑑の登録、変更、証明
⑧妊娠届の受け付け及び母子手帳の交付
⑨埋火葬、霊柩車の使用
⑩未転入、居住、身元、その他当課事務上の証明
⑪自動車の臨時運行許可申請

写真＝一本化された市民課の窓口

納税だより

ただいま「納税貯蓄組合普及強化特別月間」中です。是非全戸組加入を！固定資産税第四期分国民健康保険税第五期分の年内納入に是非ご協力を！

いよいよ今年もあわただしい歳末が訪れました。年間を通じて、市税納入にご協力下さつた皆様に心から厚くお礼申上げますと共に、本年度最後のお願いを申上げます。すでにご承知のとおり、市では本年十月一日から十二月末日までを納税貯蓄組合普及強化特別月間として全戸総加入運動を推進しておりますが、幸い皆様の深いご理解とご協力によりまして着々とその成果を上げ、今では全町一〇〇パーセント総加入が相当数あります。

昭和三十四年九月から自主納税制度を採用していますが、納税成績は非常に好転しました。納税貯蓄組合全戸総加入によつて、更に一段と飛躍的な成績を挙げています。

市では十二月は年末の財政を必要としますので、期限に大きな期待をしておりますが、固定資産税第四期分、国民健康保険税五期分のご都合で一時に納入出来ない事情にある方は、ご足労でも納税課までお出でを願つて納付しやすい方法を担当員とご相談下さい。

なお納税貯蓄組合員の方は、組合長宅に早目にご持参下さい。

二、これまでに市税の滞納がある方はこの機会に是非納入して滞納をなくして下さい。もしいろいろ

三、理由なく市税を滞納のまま放置し、全く誠意が認められない滞納者にはやむをえないので税法によつて動産、不動産の差押え、引上げ、公売等、順次強制処分を行なうことにいたしますのでそのようなことにならないうちに早目に解決して下さい。

大分市田間の即時通話

12月21日から取扱う

十二月二十一日から大分―日田間の「自動即時通話」の取りあつかいが始まります。現在大分―日田間の市外通話は、申しこんでから一番火災が多くなり、本当に火の用心をしなければならない時です。寒くなつて火気の使用が多くなるのと、年末で色々といそがしくなるのとで、火気の取扱いがおろそかになりがちです。

大分市では本年十二月七日現在すでに八十件の火災が発生しており、その損害額は約六千六百四十万円余の巨額に達しています。この金で二十坪の立派な住宅を新しく建てるとすれば、約七十戸の家が建つことになります。

大分市だけでもこれだけのものが毎年灰になつていますが、これを全国的に見ればはかり知れないほどの損害となるわけです。（昭和三十五年中の全国の損害額は約二百四十四億円）これにもまして忘れてならないのは、金でかえることのできない尊い人命の損傷です。

昭和三十五年中の火災による死傷者は、全国で約八千人弱その多きにのぼつています。

大分市消防本部では、これらの損害をできるだけゆくするため、火災を起さないよう十二月二十六日から年末まで、消防車、消防団が一体となつて年末の火災予防警戒をいたします。市民の方々も、市報十一月十五日号にお示しした注意事項をよく守り、家庭から、職場から、火災を起さないで楽しい正月を迎えるよう火の用心にご協力をお願いします。

火気の取扱いにご用心

大分市　火災の損害六、六四〇万円

全国一せいに行なわれました火災予防週間も、幸いにして大禍なく終わりましたが、これは市民皆様方のご協力によるものと関係者一同深く感謝いたしております。

しかしながらこれからが一年中で一番火災が多くなり、本当に火の用心をしなければならない時です。寒くなつて火気の使用が多くなるのと、年末で色々といそがしくなるのとで、火気の取扱いがおろそかになりがちです。

大分市では本年十二月七日現在すでに八十件の火災が発生しており、その損害額は約六千六百四十万円余の巨額に達しています。この金で二十坪の立派な住宅を新しく建てるとすれば、約七十戸の家が建つことになります。

大分市だけでもこれだけのものが毎年灰になつていますが、これを全国的に見ればはかり知れないほどの損害となるわけです。（昭和三十五年中の全国の損害額は約二百四十四億円）これにもまして忘れてならないのは、金でかえることのできない尊い人命の損傷です

給与所得の控除

国民健康保険税及び国民年金の保険料は所得税の社会保険料控除の対象となります。

従つて「三十六年分給与所得者の保険料控除申告書」に三十六年中に給与所得者が本人又は扶養家族のため納付した前記の額を記入して下さいなお給与所得者以外の方は、確定申告の際申告することになります。

年末年始の犯罪をなくしましょう

あわただしい年の瀬を目前に控え、いろいろな犯罪や事故がおこる時期となつてきました。このため大分警察署では、年末年始におこるいろいろな犯罪や事故の防止をはかるため、防犯運動を行なつています。市民のみなさんも心をひきしめてこの運動に協力していただき、次のことに充分注意して楽しい正月を過すようにして下さい。

①アキスの防止
外出するときは玄関口など人の目につきやすいところに鍵をかけ一見して留守とわかるような方法はできるだけさけて、留守番をおくか隣近所の方に頼んでかけるようにして下さい。

②しのび込みの防止
戸締まりをかならずして下さい特に台所や裏口の戸は忘れがちです。また家の周囲にハシゴや箱など置かないようにし、壁、窓ガラスなどのこわれたところは早目に修理するようにして下さい。

③スリの防止
人ごみの中や汽車、電車、バスの乗り降り時にはきつとスリがいます。大事なものはかならず肌身近そつけるようにして下さい。

④自転車の盗難防止
自転車の盗難は毎月七、八件発生していますが、その原因は鍵のかけ忘れが一番多いようです。自転車を置くときはかならず鍵をかけ、目のとどくところに置くようにして下さい。また自転車防犯登録のすんでいない方は最寄りの自転車登録店で登録をすませるようにして下さい。

寄付のお礼

このたび市社会福祉協議会では次の方々から香典返しにかえて、金一封のご寄付をいただきました紙上をかりてご芳志のほど厚くお礼申し上げます。

大津諒吉殿
分藤健平殿
佐藤ヤス殿
佐藤式彦殿
東重雄殿
宮崎明吉殿
三井トキエ殿
鈴木理教殿

なお荷揚町北五組加藤裕子さん（荷揚小六年生）から施設の子供さん方へ読んで下さいと、「マンガの本」多数の寄付を受けましたので、わかば園に送りました。厚くお礼申し上げます。

新年祝賀互礼会

1	とき	昭和37年1月1日 午前11時から
2	ところ	大分県教育会館 三階ホール
3	会費	1人100円
4	申込先	大分市秘書課
5	締切	昭和36年12月19日
主催		大分県 大分市 大分市議会 大分商工会

年末年始は新生活で

大分市新生活協議会も発足以来満四ケ年を迎えました。その間市民のみなさんのご協力で年とともに次第に新生活の方向にむかつて進んでいます。

今年も年末年始の新生活の申し合せをいたしましたのでご協力をお願いします。

「お正月を明るいくらしのスタートに」

一、お正月は家族そろつて楽しみましょう。

二、門松やクリスマスツリーを自粛して郷土を緑化しましょう

三、形式的な贈答や賀状をやめましょう。

四、新年から家計簿をつけ合理的な生活をしましょう。

年末の清掃をしましょう

市衛生課では年末二十日まで、ゴミの集収とし尿の汲取りを行ないます。みなさんの家庭でも年末の清掃をして、一年間にたまつたゴミを一掃し、清々しい環境で新年を迎えて下さい。

⊙ゴミの処理＝清掃は早めにして清掃により出たゴミは焼却等の方法でゴミの減量に協力して下さい

⊙し尿の汲取り＝年内にし尿の汲取りを希望される方は必ず二十五日までに市衛生課または指定の取扱所に申込んで下さい。二十五日以後に申込まれても、年内には汲取りができませんのであらかじめご了承願います。

消防団の出初式

大分市消防本部では明春一月六日に恒例の出初式を行ないますがこれは消防人の十気の高揚と機械の点検を行なつて、市民の期待に応えるような態勢の充実化を計るために、毎年行なわれている行事です。

当日は延焼防止訓練、消防団員の分列行進や、消防ポンプの放水試験、また永く消防のために努力してきつた方々に対する大分県消防協会長表彰、大分市長表彰等多彩な行事が行なわれます。

なお出初式のサイレンを次のとおり吹鳴いたしますのでお知らせします。

一、吹鳴時間　午前七時
二、吹鳴方法　三声
三十秒―十秒―三十秒

工業統計調査の実施

毎年実施している工業統計調査が、今年も十二月三十一日現在で行なわれます。

ご承知のようにこの調査は、製造業を営むすべての事業所を調査する、いわゆる製造業に関する国勢調査ともいわれる重要な調査です。

来年一月初めから調査員がお伺いいたしますので、何卒ご協力下さるようお願いします。

新春初もうで

市観光協会では大分交通の後援で、新春の初もうでを行なうことになりました。希望者は大分交通観光課に会費を添えて申込んで下さい。

一、北九州三社もうで
・日時　昭和三十七年一月一日、二日、三日、五日
・会費　大人九五〇円　小人七六〇円
・集合場所　午前五時三十分大分駅前
・コース　大牟田―宮崎八幡―宮地嶽参拝

二、宮崎三社もうで
・日時　昭和三十七年一月三日
・会費　大人一、二〇〇円、小人九八〇円
・集合場所　一月一日午後十時三十分大分駅前
・コース　宮崎神宮―青島神社―鵜戸神宮参拝

増加する医療費

大分市負担今年度は八千万円か

大分市国民健康保険は昨年度から実施されてきましたが、市民の方々のこの制度に対する理解も年次深まり、国民健康保険を利用して診療を受ける方も増加の一途をたどつています。これを昨年に比べますと、今年九月までの半年間で、昨年同期に対して一割五分の増加となり、このうち入院患者のみについてみた場合は三割八分も増加しています。

加えて十月から世帯主の給与税、精神疾患は患者負担が三割に下げられ、負担も軽くなりましたので、治療を受けられる方は更に増加するものと思われます。

このことは被保険者の方々が健康に留意され、早期治療により健康の回復に国民健康保険が大いに役立つていることを示すもので、大変結構なことと思われます。

しかし一面本年二回にわたる医療費の点数改正が行なわれ、また新薬や新しい治療方法も採用されて医療費は著しく増加して来ました一ケ月分の市から病院などに支払う医療費額は、昨年十月分で五百万円程度のものが、今年の十月には七百万に達し、一年分の大分市で負担する医療費は昨年の三割五分以上ふえ、約八千万円近くなるものと予想されます。このため国民健康保険の財政は、かなり苦しいものとなることが予想されますので、何んとか財政の健全化に努力して下さつた方々に対する大分県消防協会長表彰、大分市長表彰等多彩な行事が行なわれます。

なお出初式のサイレンを次のとおり吹鳴いたしますのでお知らせします。

一、吹鳴時間　午前七時
二、吹鳴方法　三声
三十秒―十秒―三十秒

工業統計調査の実施

毎年実施している工業統計調査が、今年も十二月三十一日現在で行なわれます。

ご承知のようにこの調査は、製造業を営むすべての事業所を調査する、いわゆる製造業に関する国勢調査ともいわれる重要な調査です。

来年一月初めから調査員がお伺いいたしますので、何卒ご協力下さるようお願いします。

新春初もうで

市観光協会では大分交通の後援で、新春の初もうでを行なうことになりました。希望者は大分交通観光課に会費を添えて申込んで下さい。

一、北九州三社もうで
・日時　昭和三十七年一月一日、二日、三日、五日
・会費　大人九五〇円　小人七六〇円
・集合場所　午前五時三十分大分駅前
・コース　大牟田―宮崎八幡―宮地嶽参拝

二、宮崎三社もうで
・日時　昭和三十七年一月三日
・会費　大人一、二〇〇円、小人九八〇円
・集合場所　一月一日午後十時三十分大分駅前
・コース　宮崎神宮―青島神社―鵜戸神宮参拝

保険診療

改正された医療点数

深夜の診療費が増額

国民健康保険や健康保険などで治療を受けるときの診療費は国で定められていますが、本年は一度の改正で大分変わつて来ました。

国民健康保険では半額（世帯主の結核、精神関係の病気では三割）が患者負担になつていますが、このため、病院や医院の窓口で支払う一部負担金が変わつてきましたので、その概要をお知らせします。

保険診療費の計算には甲表と乙表があつて、病院や医院によつて計算方法が別になつています（ただし、歯科の場合は全部甲表によつて治療費の計算をしています）

⊙甲表による診療費の計算

甲表による診療費の計算は、大分市内では国立、県立、赤十字各病院等十二の病院でおこなわれており、主な治療費は次のようになつています。

①初診料＝二〇〇円。改正前は一八〇円でしたが改正により二〇〇円となり、十二月一日からは六才未満の乳幼児とか、特に定められた病気のときは二〇〇円に五〇円が加わります。又時間外のときは二〇円増、深夜（午後十時から午前六時まで）の初診のときは二一〇円が追加され四一〇円となります。

例六才未満の子供が深夜に治療を受けたときの初診料 20円＋50円＋210円＝460円

②往診料＝一六〇円（二粁以内）改正前は一二〇円でしたが、改正により一六〇円となりました。夜間の場合の往診は一六〇円の倍額、十二月一日からは深夜（午後十時から午前六時まで）の往診は三倍となり四八〇円になります。

③入院料＝七〇〇円（県立病院の場合）改正前は五七〇円でしたが改正により七〇〇円となりました。

このほか手術料、検査料、薬代等は大体以前の一割二分増ぐらいになつています。

⊙乙表による診療費の計算

乙表による診療費の計算は前記甲表の十二の病院以外の病院や医院でおこなわれています。

①初診料＝五六円。改正前は五〇円でしたが、改正により五六円となり、時間外の場合は二八円が加算されます。十二月一日からは六才未満の乳幼児または特定の疾病の場合の初診料に五〇円が加算されるようになり、深夜（午後十時から午前六時まで）のときは更に一〇〇円が加わります。

例、六才未満の子供が深夜に診療を受けたときの初診料 56円＋28円＋50円＋100円＝234円

②往診料＝一六七円（二粁以内）改正前一二五円が改正により一六七円となり、夜間は二倍深夜（午後十時から午前六時まで）は三倍となり五〇一円となります。

③入院料＝四二三円（賄つき）改正前三三八円が改正により四二三円となりました。

このほか薬代、手術料、注射料などは大体一割程度七月から増加しています。

例＝六才未満の乳幼児が、深夜（午後十時から午前六時まで）感冒のため乙表の医院に往診してもらつた場合の診療費は次のようになります。

初診料＝二三四円
往診料＝五〇一円
内服薬＝六四円　普通薬二日分
注射料＝八五円　皮下注射
計　八八四円

このうちの半額が患者負担となるわけです。これは特別な例ですが、普通、昼の間に外来で治療を受けたときは、大体六月以前に比べて一割一分程度の値上りとなつています。

このほか初診以外の深夜の治療のときはいつでも深夜の診療手当として甲表乙表の医療機関とも一〇〇円が加わります。

⊙歯科　全般的に一割二分程度の値上りとなつていますが、初診料の乳幼児加算、深夜加算は何れも甲表と同じです。

このほか義歯は次のようになります。

1、総入歯＝上か下かいずれか一方だけのときは、改正前二、三〇〇円が三、三〇〇円になりました。

2、一部の入歯（取りはずしの出来る入歯）＝この場合は入歯の数によつて次のようになりました。

一本～四本	一、一〇〇円	
五本～八本	一、三〇〇円	
九本～十一本	一、七〇〇円	
十二本～十四本	二、〇〇〇円	

以上は七月及び十二月に改訂された医療費の概要です。特に深夜の診療がはなはだしく変わつております。

結核の健康診断

金池、長浜校区を実施

市では十一月二日から金池、長浜両校区の方を対象に結核健康診断を行なつてきました。

診断は大分保健所のレントゲン車で地区毎に対象者全員にレントゲンの間接撮影をして、その中で異常があると思われる人に対してはレントゲンの直接撮影を行なつて疾病の程度によつて療養の指導をすることになつています。

こんどの結核健康診断では対象者が七、六〇〇人で受診した人が六、九〇〇人、このうち異常があるのではないかと診断された人が約五〇〇名にのぼつています。市ではこの五〇〇名の人に対して、再度血沈や直接レントゲン撮影など精密検査を行ない本当に異状のある人については家庭訪問をして療養の指導を行ないます。このほか市内保育所の園児についても、ツベルクリン反応やBCGの接種、レントゲンの撮影等を行ない幼児の健康保持をはかつております。

こんどの結核診断で異状があると思われた約五〇〇人のうちでは老年壮年層が一番多く年が若くなるに従つて少くなつております。

従来結核と診断された方の中には〝ぜんそく〟だろうと考えていた方も大分いたようです。なにしろ自覚症状のない慢性の伝染病だけに自分ではなかなかわからない病気ですから、日頃から注意しておくことが大切です。いろいろな新しい結核治療薬品が出ておりますので、早期発見につとめ、症状の軽いうちに療養するようにして下さい。

写真＝レントゲン車によるレントゲンの撮影

近隣愛で奉仕三十四年

感激の自治委員町内葬

去る十一月九日紺屋町の自治委員だつた木村直喜氏が突然なくなられました。この悲報を聞いて馳せつけた自治委員協議会副会長清水宝丸氏は当時の様子を次のように述べられました。

一言の不平も洩らさず口数少い性格と純心一途の奉仕をされた紺屋町の自治委員木村直喜氏の亡くなられたことを知つた私は早速馳せつけましたが、もうその時は町内の人々が一人残らず詰めかけ、亡き霊前にぬかづいていました。

その通夜の席で誰いうとなく、木村さんが雨の日も雪の日も、こつこつと私達の町を子供のように育て町内の一木一草にいたるまで知りつくされる程の熱情で終生を捧げたことに対し、なんとか感謝の意をあらわす方法はないものかとの意見が出て、かつて例はないが町民一体で町民葬を行ないたいと集まつている人々皆んなが賛成それではと本光寺に遺霊を移し、翌日盛大に葬儀が行なわれました。

これは異例のことで平素黙々として近隣愛のため全生涯を捧げた自治委員の上に咲いた一輪の華として感慨深いものを覚えました。

物質文化おいつの今日、一片の欲望もなく余生を地域社会のために捧げ続けられた木村直喜氏こそ明るい住みよい郷土を永遠に培う人として永く語り伝えたいものです。

明春の成人式に名簿もれの方はありませんか！

市では例年のように明春一月十五日第十四回成人の日に、成人に達した人々の前途を祝福するよう記念行事を催す計画です。

今年の該当者は昭和十六年一月十六日から昭和十七年一月十五日まで出生の方で、一応校区内での名簿調整は十二月十五日までに終りましたが、名簿に洩れていないか、自治委員へ今一度確かめて下さい。

なお、案内状は明春一月五日までにあなたのお手元へお届けする予定ですが、案内状の届かない方は一度自治委員へおたずねになり、名簿にもれている方は一月十日までに自治委員を通じて市教育委員会社会教育課へお届けください。

一月十日以後は成人式打合せ会の席上での申し合せにより一切受付いたしません。

成人式の服装はできるだけ簡素にふだん着で気軽く式に参列しましょう。そして「あなたの成人の日」をみんなで祝福いたしましょう

生別母子家庭等に児童扶養手当が支給されます

父母が離婚した後父と生計を別にしている児童、父が死亡した児童、父が廃疾である児童で義務教育終了前のものを母が監護している場合とか、又は母が監護しないとか、母がないため母以外の者が養育している場合に国が手当を支給する児童扶養手当法ができました。これは昭和三十七年一月一日から実施されるもので、該当者の受付を社会課国民年金係で行なうことになりました。

◎児童扶養手当の支給される場合

次のどれかに該当する義務教育終了前の児童を母が監護する場合とか、母がないか又は母が監護をしない場合に母以外の者がその児童と同居してこれを監護し、生計を維持しているときその母又はその養育者に支給されます。

1、父母が婚姻を解消した児童
2、父が死亡した児童
3、父が障害福祉年金を受給できる程度の障害者であるとき三年以上引き続いて療養している精神病、結核等の重病人である児童
4、父の生死が明らかでない児童
5、父が引き続いて一年以上遺棄している児童
6、父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
7、母が婚姻によらないでできた児童

◎児童が次に該当する場合は支給されません

1、日本国民でないとき
2、父又は母の死によつて公的年金を受けることができるとき

ただし、その全額が支給停止となつている場合を除きます

3、父又は母の死亡によつて労働基準法等の遺族補償を受けるときは六年間
4、母の配偶者に養育されているとき
5、母又はその他の養育者が公的年金を受けることができるとき

◎次の場合には支給停止となります

1、支給要件に該当する者が前年において十三万円（ただし十三万円に受給要件に該当する児童一人につき三万円を加算した額）以上の所得があるとき
2、支給要件に該当する者の扶養義務者で生計を維持する者の前年の所得に対する所得税額が五人世帯で五十万円の所得がある人が納める所得税額を越える場合

◎手当額（月額）

児童が一名の場合　八〇〇円
児童が二名の場合　一二〇〇円
児童が三名以上の場合は一、二〇〇円に一名につき三〇〇円が加算されます。

◎認定請求書の受付

受付は次の日程で行ないますのでなるべく指定された日に届出るようお願いします。

12月18日	金池校区
12月19日	長浜、住吉校区
12月20日	荷揚校区
12月21日	春日校区
12月22日	大道校区
12月23日	中島校区
12月25日	津留、東大分、日岡校区
12月26日	南大分、桃園校区
12月27日	滝尾、八幡校区

国民年金印紙売りさばき店

市が国民年金印紙の売りさばきを委託している店の名前を十二月一日づけ市報に掲載しましたが、さらに次の方々にも売りさばきを続けて戴きますのでご利用下さい（敬称略）

春日校区　浜の市　井上　百松
東大分校区　牧　田島　寛
津留校区　岩田町二丁目重石勇雄
八幡校区　東八幡　吉田ハル子
田の浦　阿部　忠松
南大分校区上田町　猪原　保子
大道校区　大道三丁目上野新次郎

正月は門松カードで

大木は一朝にして育ちません。山に木が少くなりますと水害や旱ばつが起り易くなります。私達は毎年のように水のために苦しんでおりますが、森林はこの水の調節をよくしてくれるばかりでなく、産業経済の発展や生活文化の向上に大きな役割をもつています。ところが単なる過去の習慣にとらわれて森林資源愛護を忘れて、クリスマスツリーや門松等に松や杉の若木が使用されていることは遺憾にたえないことです。そこで森林資源の愛護と新生活運動の一環として全市家庭に二枚宛門松カードを配布致しますので皆様の御協力を御願いします。

納税貯蓄組合

特別月間はあと半月

十月一日からはじめられた「納税貯蓄組合普及強化特別月間」はあと半月で幕を降ろそうとしていますが、十二月にはいつてから大きくその成果が出はじめ、すでに百パーセント加入の届出があつたものはつぎの町内です。（順序は届出順）

長浜西、豊饒、羽田、上野南、上野東、下白木、白滝、駅前、羽屋、上田町、米良、高見、西原。

次に九〇パーセントを越えた町内はつぎのとおりです。

米屋町（九一％）元町（九七％）弁天（九六％）王子二丁目（九〇％）南王子一丁目（九二％）上村（九四％）庄の原（九〇％）岩田町三丁目（九一％）

無許可で立木の伐採はできません

山林所有者が売買の目的又は開墾の目的で木をきる場合、或いは自家用の薪炭をつくる目的などで木をきる場合は立木の伐採届及び許可申請書を出さなければならないことになつています（森林法第十八条）。ところが最近では無届または無許可で伐採する方が多いので市では森林計画ができず困つています。無届無許可で伐採すると森林法で処罪されることもおこりますので届を出してから伐採して下さい。

尚伐採届や申請書は市農務課耕地林業係へ提出して下さい。届出用紙は農務課にあります。

土地建物の売買にご注意

最近県内に工場用地や住宅用地等の需要がふえ、宅地建物取引業法に基く登録業者でない者が取引のあつせんや媒介を行つている実例がありますが、土地を売却しようとする方や土地建築敷地として購入しようとする方は次の事項を御承知の上、悪質なブローカにかからないよう充分注意して下さい。

1、宅地建物取引業法に基き都道府県知事の登録をうけた者でなければ建築敷地とするための土地や建物の売買、交換、貸借等の媒介をする行為を業とすることは出来ません。

2、正規の取引業者は知事が発行した宅地建物取引業者登録通知書の交付を受けています。

その他ご不審な点は警察署防犯課県土木事務所または県建築課におたずね下さい。

大分市民高崎山元日登山会

日時　昭和三十七年一月一日午前五時
行程　大分市中央通りトキハ前に集合
午前五時十分出発（貸切バス）―両郡橋―山頂着（七、〇〇）―柞原神社参拝（八・四五）後解散
申込　十二月二十八日までに氏名、性別、職業、勤務先、住所を明記して申込み金五〇円（バス代）を添えて大分市教育委員会保健体育課（金池町）に申込んで下さい。
その他　当日登山に不適当と思われる天候の場合は保健体育課（電話四九三八）に連絡して下さい。

「成人の日」の記念

感想文を募集

一、内　容　成人となるにあたつての感想、希望、抱負、生活記録等を内容としたもの
二、応募資格　大分市に居住し、来年新しく成人となる方
三、枚　数　四〇〇字詰原稿用紙十枚以内
四、締　切　昭和三十六年十二月二十日
五、送り先　大分市金池町
大分市教育委員会社会教育課
その他　・入選者には成人式の席上で賞状と賞品を贈ります。
・応募原稿は返却しません
・発表の権利は市教育委員会が取得します。